

## 2 国分寺市議会だより

12月10日の本会議において議案第122号が撤回され、同日、地域センターと生きがいセンターとを分割した議案127号と議案128号（表題は両議案とも「指定管理者の指定について」）が提案されました。

12月14日に開催した総務委員会では、議案第107号と新たに付託された議案第127号を一括して審査を行いました。委員会での採決の前には、「もとまち地域センターをどのように活用していくのかなどの目的が不明確」「地域コミュニティの核として、利用者協議会との協働による運営を進めるという答弁と矛盾する」「休館日の統一がなされておらず利便性の向上が図られていない。今後の協議結果を待ちたい」「利用率の低さの分析が不十分な中での提案であり、利用者懇談会をつくる努力も不足している」などの議論が行われました。

議案第107号及び第127号は委員会、本会議ともに賛成少数で否決しました。

また、厚生委員会に付託された議案第128号は、12月15日の厚生委員会において、市長から「総務委員会での否決の状況を受け、審査を保留願いたい」との申し出があり、審査保留としていましたが、12月21日の本会議において議案が撤回されました。

## 政治倫理条例の改正案を否決

国分寺市政治倫理条例第26条には、市長等や議員が役員をしていたり、実質的に経営や運営に関わっている法人や団体は、市との業務委託契約等を辞退することを規定しています。ただし、国分寺市土地開発公社と（財）国分寺市健康福祉サービス協会については、この法人や団体から除外するとしています。

議案第104号国分寺市政治倫理条例の一部を改正する条例については、教育長を『東京経済

大学・国分寺地域連携推進協議会』の副会長に就任させるため、第26条の除外する団体に加えたいというものです。

この協議会は、平成16年に東京経済大学と国分寺地域の諸団体及び市民が連携協力し、地域における経済・産業・文化等の活動を発展させること等を目的として設立されました。市では昨年10月に西元町一丁目に開設した文化財拠点施設の管理運営業務を委託しています。

本案は、総務委員会に付託して審査を行いました。委員会では、「除外規定の必要性について」「協議会の団体としての性格について」「条例改正せずに就任した場合の解釈について」などの質疑が行われました。また「議員提案により市長等の中に教育長も含めて、職務遂行上の公正性・高潔性を実証するための条例であり、安易に除外規定を拡大すべきでない」「法律の規定や市が出捐金（しゅつえんきん）を出している団体とは性格が違う」「他団体の委員とのバランスにより根幹の条例を改正するのは本末転倒」などの意見も出されました。

本議案は、委員会及び本会議ともに賛成者がなく否決しました。

## 新型インフルエンザワクチン接種費用助成などの補正予算を可決

議案第116号平成21年度一般会計補正予算(第8号)は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ1億704万7千円を増額し、総額を380億9,076万6千円にしたいというものです。

主な内容は、歳入については、介護給付や生活保護の対象者の増加などによる国や都の負担金・補助金、旧ひかり保育園用地の土地貸付料

の増額などです。

歳出については、新型インフルエンザワクチン接種費用の助成、乳がん等の婦人科検診委託料、焼却場施設等維持管理経費などの増額や、国が事業を中止したことによる子育て応援特別手当支給に要する経費の減額などです。

また、債務負担行為として、もとまち地域センター及び生きがいセンターもとまち・ひかりの指定管理者による管理運営委託事業、市立ひかり保育園建設用地先行取得事業などが設定されていました。

本案は、補正予算審査特別委員会に付託し、12月16日に委員会審査を行いました。その冒頭に市長から「債務負担行為のうち、もとまち地域センター・生きがいセンターの指定管理者移行に伴う管理運営委託事業については、他の委員会での審査経過を踏まえ、議案の撤回を前提として審査を願いたい」との表明がなされたため、その部分を除いて審査を行いました。

各委員からは、「ひかり保育園の新園舎用地の取得見込みについて」、土地貸付料に関連して「協議確認書と耐震補強工事の現状について」「たばこ税の仕組みと国の動向について」や「乳がん・子宮がん検診の申込み状況について」など様々な観点から多くの質疑が行われました。

また、乳がん等の検診申込みの増加に対応できていない現状の改善や新型インフルエンザワクチン接種助成の拡大を求める意見なども出されました。

なお、議案第116号は12月21日の本会議において撤回され、もとまち地域センター等の債務負担行為を除いた補正予算が、議案第130号として再提案されました。

本議案は、同日開催した委員会及び本会議において賛成多数で可決しました。



## 国分寺駅北口再開発事業延伸に伴う資金計画と財政フレームを検証

国分寺駅北口地区第一種市街地再開発事業のスケジュールについて、権利変換計画の縦覧を7か月延伸することと事業スケジュール全体を11か月延伸し、工事の完了時期を平成28年2月とするとの報告が今年の9月議会でありました。理由は、権利者調整の円滑な推進のため時間が必要であることと、資金計画と市場での保留床処分の床価格とのかい離を埋めるため再度事業を見直しながらか床価格を下げる作業をする必要があるというものでした。

12月議会では、事業延伸を踏まえて検討した資金計画と市の財政フレームについて、全員協議会を開催し検討するとともに、専門の委員会である国分寺駅周辺整備特別委員会において審査を深めました。

これらの審査を通じて、スケジュールの延伸にともなって見直しがされた総事業費は平成21年5月の事業決定時では521億5,900万円だったものが12月の資金計画では、大規模権利者が参画することを前提として556億700万円となり、差し引き34億4,800万円の増額となることが明らかになりました。また、市の負担については24億7,200万円の増額となりました。

これらのことを踏まえ、議会からは、「西街区に入る業種は事業協力者だけの判断基準となっ

ていないか。あらゆる可能性をさぐるべきだ」「事業費の全体像については権利者の皆さんに全体説明会等の折に説明をするべきであった。自分の財産の行方が一番の関心事であることは言うまでもないが、これらの影響について認識していただき、一緒に進んでいくことが大切である」「今回の資金計画の変更は、先の資金計画では保留床が処分できないから行ったものであるが、市の負担が増えるような方針変更はすべきではない」「現行の資金計画や事業完了スケジュールの遵守等6項目を明記した附帯決議の何点かがすでにやぶられている。市長は議会の意思を尊重すべきである」「権利者の立場からすれば、市の都合で延伸されたこととなり苦しい環境に置かれている。市長は責任を明確にするべきである」この他、様々な指摘や見解が示されました。

今後の日程は、1月12日の新たな評価基準日を経て、各権利者の参画と転出の枠組みが明確となり、権利変換の合意形成に向けた権利変換計画案の作成作業が予定されております。議会としてもその動向に注目してまいります。

## 国分寺駅北口再開発事業延伸等のため市長が給料を減額処分

議案第102号専決処分の承認については、行政執行上に係る市長と副市長（第1順位）の責

任を明らかにするため、それぞれの給料を減額する必要があり、平成21年11月5日に専決処分したというものです。

主な内容は、国分寺駅北口再開発事業スケジュールの延伸の責任をとり、市長が11月分給料の100分の30、副市長が100分の10を減額するとともに、同年9月開催の補正予算審査特別委員会での事務手続上の問題について市長が、同給料の100分の10を併せて減額したものです。

総務委員会においては各委員から「市長の責任内容を明らかにする点から、また、内容の違う案件を一括して表決することは困難であることから、専決処分は国分寺駅北口再開発スケジュールの延伸と補正予算に係る事務手続上の問題とを別の議案とするべきであった」「再開発事業の施行に関する条例に対する附帯決議では、開発スケジュールの遵守等を明記しているが、減俸で責任をとるというやり方は適切ではない。別の責任の取り方があるのではないか」「市報やホームページ等で、事実経過の説明を市民に行うことが大切だ」などのような指摘がなされました。

この後、「市長の責任を明らかにする内容とはなっていない。また、議案の出し方についても賛成できない」旨の反対の立場からの討論がありました。

本議案は、委員会、本会議ともに賛成多数で承認しました。